

奈良県内文部科学省4機関における連携・協力に関する協定書

国立大学法人奈良教育大学、国立大学法人奈良女子大学、独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館、独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所の文部科学省4機関（以下、「各機関」という。）は、奈良県内及び奈良から全国に発信する高等教育・研究の充実発展のため、相互の連携協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、日本文化発祥の地である奈良において、仏教美術や文化財を中心に、調査・研究・収集・展示等を行っている奈良国立博物館及び奈良文化財研究所と、奈良教育大学及び奈良女子大学が連携して、奈良でこそ学ぶことができる教育の枠組みを構築し、未来社会を牽引する人材を地域・全国に輩出することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 各機関は、次に掲げる事項について連携し、協力するものとする。

- 一 奈良の歴史文化を活かした、社会の要請に応える新しい教養教育に関すること
- 二 奈良の歴史文化を活かした、新しい高度な教員養成に関すること
- 三 奈良の歴史文化に根ざした、新たな工学教育に関すること
- 四 奈良の歴史文化に根ざした、教育・研究の向上及び推進に関すること
- 五 その他各機関で合意された事項

2 前項の各号に掲げる事項を推進するため、各機関により構成する協議体を創設し、必要に応じ協議を行う。

（経費）

第3条 本協定の連携・協力に要する経費の負担については、各機関が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第4条 この協定は、協定締結の日から発効する。ただし、この協定から脱退する場合は、その旨を6ヶ月前までに全ての協定参加機関に対し通知しなければならない。

（細則）

第5条 前条までに定めるもののほか、連携・協力に必要な事項は、各機関が協議して定めるものとする。

この協定書に定める事項について疑義が生じたとき、又は本協定に定めのない事項について必要があるときは、各機関が協議して解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、各機関が署名（押印）の上、各自1通を保有する。

令和元年5月20日

国立大学法人奈良教育大学長

加藤 久雄

国立大学法人奈良女子大学長

今園 春樹

独立行政法人国立文化財機構奈良国立博物館長

松本 伸之

独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所長

松村 恵司